

特定建設工事共同企業体  
一般競争参加資格審査申請書

作成要領

(平成25年度)

(建設工事)

国立大学法人大分大学

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>申請の手順</b>	<b>1</b>
1.	申請書類の提出	1
	(1) 申請書類の受付期間	1
	(2) 申請書類の提出先	1
2.	資格審査	1
3.	資格認定の通知	1
4.	競争参加資格の有効期間	1
5.	申請に当たっての注意事項	1
<b>第 2</b>	<b>提出書類及び記入例等</b>	<b>2</b>
1.	特定建設工事共同企業体の場合	2
	(1) 提出書類	2
	(2) 提出部数	2
	(3) 受理できない申請書類	2
	(4) 申請書類提出上の注意事項	2
	(5) 記入例	2

## 第 1 申請の手順

今回公示した工事については、一般競争入札方式でかつ特定建設工事共同企業体として、競争参加していただくこととなりますので、競争参加を希望する者は、新たに特定建設工事共同企業体を構成した上、大分大学が行う競争参加資格についての審査を受けていただく必要があります。なお、関係書類を提出する場合は、必ず特定建設工事共同企業体の代表者となった者（本店）が、直接下記 1 (2) の部局へ提出してください。

申請の方法は以下のとおりです。

### 1. 申請書類の提出

審査を希望される方は、「特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書」を所定の様式により、受付期間内に提出することになっておりますが、事務処理の都合により、資格審査に時間がかかりますので、早急に提出してください。

#### (1) 申請書類の受付期間

官報又は公示により公表された期間内（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

午前 9:00 ～ 12:00、午後 1:00 ～ 4:00

#### (2) 申請書類の提出先

〒 870-1192 大分県大分市大字旦野原 7 0 0 番地

国立大学法人大分大学財務部施設企画課総務係

電話 0 9 7 - 5 5 4 - 7 4 3 1

### 2. 資格審査

契約担当役は、提出された書類に基づき審査を行い、資格の等級等を決定します。

### 3. 資格認定の通知

契約担当役から、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書により申請者に資格認定の通知を行います。

### 4. 競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体協定書第 4 条に準ずる。

### 5. 申請に当たっての注意事項

申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられないか、取り消されることがありますので十分注意してください。

## 第2 提出書類及び記入例等

### 1 特定建築工事共同企業体の場合

#### (1) 提出書類

- ① 特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書(建築工事) 様式1  
19 営業年数欄には、各構成員の平均年数を記入してください。
- ② 総合評定値通知書等の写し  
【複写機等により A4 版に縮小した鮮明なもの】  
【構成員それぞれのもの (2 社分又は 3 社分)】  
【申請日における最新のもの】  
【総合評定値通知書等又は経営事項審査結果通知書の有効期限は 1 年 7 ヶ月】
- ③ 経営規模等評価申請書等の写し  
【複写機等により A4 版に縮小した鮮明なもの】  
【構成員それぞれのもの (2 社分又は 3 社分)】  
【経営事項審査申請の際に許可官庁に提出したもので申請日の直近のもの。申請日が平成 16 年 3 月 1 日より前の場合は、経営事項審査申請書の写しを提出。】
- ④ 納税証明書の写し  
【構成員それぞれのもの (2 社分又は 3 社分)】  
【申請日以前の 3 ヶ月以内に発行された法人税 (法人の場合) 又は申告所得税 (個人の場合)、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの税務官署が発行する証明書をいう。】
- ⑤ 特定建設工事共同企業体協定書の写し【複写機等により A4 版に縮小した鮮明なもの】
- ⑥ 各構成員からの委任状
- ⑦ 各構成員からの誓約書
- ⑧ 特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表 (事務担当者名は必ず記入願います。)

#### (2) 提出部数 各 1 部

#### (3) 受理できない申請書類

下記事項に該当する方の申請書類は受理できません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 建設業法による経営事項審査を受けていない者
- ③ 総合評定値(P)を申請し、通知を受けていない者(競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営審査事項の申請日が平成16年3月1日以降の場合)
- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

#### (4) 申請書類提出上の注意事項

- ① 資格審査申請書類は、必ず本社(店)から提出し、支店又は営業所等からは提出しないでください。(本店が外国に所在する外資系企業を除く。)
- ② 外資系企業が申請する場合で、申請書 08 本社(店)住所欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地を欄外に記入して下さい。
- ③ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- ④ 資格審査申請書類は、必ず持参してください。資格審査受付の際には記入内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、質問に答えられる方が持参するようお願いいたします。

#### (5) 記入例

参考にしてください。

共通事項

- 1 申請書は、黒のボールペン又は万年筆等で一字一字鮮明に記入してください。
- 2 フリガナ欄はカタカナで記入してください。  
また、濁点及び半濁点は1文字として記入してください
- 3 住所の「丁目」、「番地」及び電話番号・FAX番号での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り記入してください。

提出年月日を記入してください

08 から 15 までの欄は、左詰めで記入してください

08,09 総合評定通知書等から転記してください。

09 株式会社等法人の種類を表す文字については下記の略号を用いて記入してください。  
(フリガナは記入しないでください。)

種類	株式	有限	合資	合名	協同	協業	企業
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)
種類	財団	社団	法人	法人			
略号	(財)	(社)					

10,11 姓と名前との間は1文字あけて記入してください。(フリガナも同じ)

16 記入する必要はありません

17 行政書士等が代理申請する場合に記入してください。代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば、「10 代表者氏名」欄への押印は不要です。  
なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記入は不要です。

04 建設業許可番号が総合評定値通知書等の内容と変更している場合は、許可内容を証明する書類を、08 本店(店)住所、09 商号又は名称及び10 代表者氏名が総合評定値通知書等の内容と変更している場合は、登記簿等の謄本又は抄本の写しを提出してください。

01 記入する必要はありません。

04 許可を受けている建設業の許可番号(8桁)を総合評定値通知書等から転記してください。

06 経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。

(用紙A4)

01	1:新規 2:更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※04 建設業許可番号	※05 申請者規模	06 適格組合照明	平成 年 月 日 第 号
----	--------------	----------	-----------	-------------	-----------	-----------	-----------------

特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書(建設工事)

〇〇〇〇〇〇〇〇工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日  
国立大学法人大分大学  
契約担当役 殿

07 本社(店)郵便番号

08 本社(店)住所

09 商号又は名称

10 役職

11 代表者氏名

12 本社(店)電話番号

13 本社(店)FAX番号

14 電子入札用ICカードの登録番号

15 担当者氏名

16 担当者電話番号

17 申請代理人

18 外資状況

19 営業年数

20 総職員数(人)

※欄については、記載しないこと

18 外資系企業の場合のみ記入して下さい。(100%日本資本の日本国籍会社は記入の必要がありません。)会社区分番号(1,2,3のいずれか)に〇印を付け、[ ]内には外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入して下さい。  
なお、「2 日本国籍会社(比率100%)とは、100%外国資本の会社を「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。」

19 総合評定値通知書等に記載されている営業年数を右詰めで転記してください(平均営業年数)。

20 審査基準日における、雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載してください。

様式1の04建設業許可番号は、この8桁の番号を転記してください。

(用紙A4)

経営規模等評価結果通知書  
総合評定値通知書

総合評定値を申請していない工種の種類は、資格の認定をすることができません。

有効期間は、1年7か月です。最新のものを提出してください。

許可番号  
審査基準日 平成 年 月 日

電話番号  
市区町村コード  
資本金額  
完成工事高/売上高(%)  
行政庁記入欄

[金額単位：千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)	
			年平均	評点(X1)	元請完成工事高年平均	技術職員数	一級(講習受講)	基礎	二級		その他
	010 土 木 一 式										
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建 築 一 式										
	030 大 工										
	040 左 官										
	050 とび・土工・コンクリート										
	051 法 面 処 理										
	060 石										
	070 屋 根										
	080 電 気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼 構 造 物										
	111 鋼 橋 上										
	120 鉄 筋										
	130 ほ										
	140 し ゆ ん せ つ										
	150 板										
	160 ガ ラ ス										
	170 塗 装										
	180 防 水										
	190 内 装 仕 上										
	200 機 械 器 具 設 置										
	210 熟 絶										
	220 電 気 通 信										
	230 造 園										
	240 さ く 井										
	250 建 具										
	260 水 道 施 設										
	270 消 防 施 設										
	280 清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評 定 点 (X2)		

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
建設業の営業年数		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
評 定 点 (W)		

経営規模等評価の結果  
総合評定値 を通知します。  
平成 年 月 日

印

(参考)

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利益剰余金	
		評 定 点 (Y)	

科目	決算	科目	決算
固定資産		売上高	
流動負債		売上総利益	
固定負債		受取利息配当金	
利益剰余金		支払利息	
自己資本		経常利益	
総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)	
総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)	

# 経営規模等評価申請書等の写し（複写機等によりA4判に縮小した鮮明なもの）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)  
20001

## 経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の20第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の20第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事殿

申請者 \_\_\_\_\_ 印

行政庁備記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	15- - - - -
申請時の許可番号	012 大庄コード 国土交通大臣知事許可(特- )第 号	許可年月日	平成 年 月 日
前回の申請時の許可番号	012 大庄コード 国土交通大臣知事許可(特- )第 号	許可年月日	平成 年 月 日
審査基準日	平成 年 月 日		
申請等の区分	01		
受理の区分	01		
資本金総額又は出資総額	07	(千円)	法人又は個人の別 (1.法人) 2.個人
商号又は名称のフリガナ	08		
商号又は名称	09		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10		
代表者又は個人の氏名	11		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12		
主たる営業所の所在地	13		
郵便番号	14		電話番号
許可を受けている建設	15		(1.一般) 2.特定
経営規模等評価対象建設業	16		

自己資本額 (千円) 1 7 3 5 10

審査対象 (千円) 1. 普通決算  
2. 2期平均

普通決算	(千円)
直前の審査基準日	(千円)

利益額 (千円) 1 8 3 10 (2期平均)

利益額 (利益税引前償却前利益)  
= 営業利益+減価償却費

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却費 (千円)	減価償却費 (千円)

技術職員数 (人) 1 8 3 5

登録経営状況分析機関番号 0 5 5

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社労法等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めらるる事項	再審査を求めらるる理由

連絡先  
所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_

## 特定建設工事共同企業体協定書（案）

（設置）

第1条 ○○○○○○は共同出資し、次の建設事業を共同連帯して営むため共同企業体を設置する。

- 一 国立大学法人大分大学発注に係る大分大学○○○○○○○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 本共同企業体は、○○・△△特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過する日までの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号

○○株式会社

△△県△△市△△区△△町△丁目△番△号

△△株式会社

（代表者の名称）

第6条 企業体は、○○○○○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○○○株式会社 ○○%

△△△△△株式会社 ○○%

- 2 前項の出資以外には金銭以外のもの（機械器具、労働力、その他金銭に換算して得るもの）を含むとし当該出資は、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して定める額とする。

（運営委員会）

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

のとする。

- 2 運営委員会規定は、別に定めるものとする。

- 3 運営委員会規定は、第1項ほか次の事項について定めるものとする。

- (1) 構成員及び運営方法に関すること。
- (2) 議事録の作成及び配布に関すること。
- (3) 事務局に関すること。
- (4) 工事完成後のかし担保責任の分担に関すること。
- (5) 現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の選定に関すること。
- (6) 紛争処理に関すること。
- (7) その他必要事項。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の入札、請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 企業体の取引金融機関は、○○○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 企業体は、工事完成のつど当該工事について合同計算により決算するものとする。

- 2 企業体に関する経理については、帳簿をそなえるものとする。

（利益金の配当）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 工事途中において構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解雇に対する処置)

第 17 条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇株式会社外〇社は上記のとおり〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 印

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

△△△△△△株式会社

〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 印